

店頭金利

0.1%

年金予約者 限定!



愛媛たいき農業協同組合

お気軽に最寄りの支所・出張所へご相談ください。

本所金融部TEL(0893)59-4182

大洲支所 TEL(0893)24-2008 粟津支所 TEL(0893)26-0211

五十崎支所 TEL(0893)44-2188

喜多支所 TEL(0893)24-5843

肱川支所 TEL(0893)34-2321

長浜支所 TEL(0893)52-1211

菅田支所 TEL(0893)25-5011

内子支所 TEL(0893)44-4111

オズメッセ出張所 TEL(0893)25-0008

新谷支所 TEL(0893)25-0521

大瀬支所 TEL(0893)47-0111

商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金【単利型】	・スーパー定期貯金【複利型】
(愛称)	(愛称:年金予約定期貯金 ウェルカム)	(愛称:年金予約貯金 ウェルカム)
	・個人のみ	・個人のみ
2. ご利用いただけ	当組合で公的年金受給の予約を頂いた方で、年金の	当組合で公的年金受給の予約を頂いた方で、年金の受
る方	受給予定日が契約日から2年以内の個人の方。	給予定日が契約日から3~5年以内の個人の方。
	・定型方式	・定型方式
3. 期間	1年(1年以内に公的年金をJAで受取る予定の	3年(2年超3年以内に公的年金をJAで受取る予
	方)	定の方)
	2年(1年超2年以内に公的年金をJAで受取る予	4年(3年超4年以内に公的年金をJAで受取る予
	定の方)	定の方)
	※年金お受取日以降に満期日が到来するよう契約	5年(4年超5年以内に公的年金をJAで受取る予
	期間を設定させて頂きます。	定の方)
	※自動継続のお取扱いとなります。	※年金お受取日以降に満期日が到来するよう契約
		期間を設定させて頂きます。
		※自動継続のお取扱いとなります。
4. 預入方法		1
(1)預入方法	•一括預入	
(2) 預入金額	・10万円以上300万円以下	
	口数の制限はありませんが、お一人当たり300万円	が上限となります。
(3)預入単位	・1円単位	
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利息		
(1)適用金利	・スーパー定期貯金期間1年~2年の店頭表示利率	・スーパー定期貯金期間3年~5年の店頭表示利率
	に、年0.10%を上乗せした利率を満期日まで	に、年0.10%を上乗せした利率を満期日まで
	適用致します。	適用致します。
	・自動継続の場合にはスーパー定期貯金1年~2年	・自動継続の場合にはスーパー定期貯金3年~5年
	の店頭表示利率を満期日まで適用致します。	の店頭表示利率を満期日まで適用致します。
	※ただし、満期時において当組合での公的年金のお	※ただし、満期時において当組合での公的年金のお
	受取りが確認できること。	受取りが確認できること。
	※上記の確認ができない場合は、上乗せ金利を適用	※上記の確認ができない場合は、上乗せ金利を適用
	せず、預入日に遡って金利を取り消し、預入期間	せず、預入日に遡って金利を取り消し、預入期間
	にかかわらず満期日における普通貯金利率に変更	にかかわらず満期日における普通貯金利率に変更
	します。	します。
	・満期日以後に元金と一括して支払います。	
(2) 利払頻度	※ なお、約定利率は定期的に見直しをおこないます。 ※「スーパー定期貯金の金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています」	
(o) =1 ff -1-11.	・付利単位を1円とした1年を365日として日割計算	
(3) 計算方法	・20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。	
(4) 税金	※2037年12月31日までの適用となります。	
7. 手数料		
0 //		
8. 付加できる特約		
事項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。	
9. 中途解約時の取		
9. 中述解釈時の取 扱い	・満期日前に解約する場合は預入期間にかかわらず、解約日における普通貯金利率を適用いたします。	
1/X V ·	・保護対象	
10. 貯金保険制度	当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済	
(公的制度)		
(四面面及)	いう3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦	
		[お申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等
11. 苦情処理措置お に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
	・お行処理指置や よび紛争解決措置の内容・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。	
直の2000		
	愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) 、・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。	
12. その他参考とな		
る事項	・本商品は年金の予約受付店以外でのお取り扱いはでき	
/ / /	・金融情勢等により途中で変更または終了することがあ	りります。